2 台監第 5 3 号 令和3年3月31日

殿

台東区監査委員元田秀治同大場賢一同中澤史夫

令和2年度財政援助団体等監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、標記監査を実施しましたので、この結果を同法第199条第9項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

1 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第7項の規定による監査であり、台東区監査基準に準拠し、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査した。

2 監 査 期 間

令和2年11月26日(木)~ 令和3年3月26日(金)

3 監 査 対 象

監査対象は、財政援助団体等監査対象選定基準に基づき、出捐等団体4団体、補助金 等交付団体17団体を選定した。監査実施団体名及び主管課名は、次のとおりである。

①【出捐・出資団体:毎年実施】(4団体)

団	体		:	名	主	읱	F	課	ページ
台 東 区	土 地	開発	公	土	経	理	1	課	3
公益財団法	台東区	芸 術 文	化財団	团	文	化 拼	興	課	4
公益財団法	台東区	童業振興	事業	1	産	業	興	課	5
社会福祉法	台東区社	土会福祉	:事業国	<u> </u>	福	礼	t	課	7

2【補助金等交付団体】(17団体)

団 体 名	主 管 課	ページ
社会福祉法人 台東区社会福祉協議会	福祉課	1 0
台 東 区 役 所 職 員 互 助 会	人 事 課	1 2
ときめきたいとうフェスタ推進委員会	都 市 交 流 課	1 2
入谷地区町会連合会	区 民 課	1 3
台東区青少年育成入谷地区委員会	子育て・若者支援課	1 3
江戸まちたいとう芸楽祭実行委員会	文 化 振 興 課	1 4
隅 田 川 花 火 大 会 実 行 委 員 会	観光課	1 4
六区ブロードウェイ商店街振興組合	 産 業 振 興 課	1 5
アメ横表通り商店街振興組合		1 6
株 式 会 社 ユニマット リタイアメント・コミュニティ	高 齢 福 祉 課	1 6
特定非営利活動法人 ほ お ず き の 会	障害福祉課	1 7
社会福祉法人 清 峰 会	障害福祉課、介護保険課	1 7
学校法人三 幸 学 園		1 8
株 式 会 社 ポ ピ ン ズ		1 9
ライフサポート株式会社	児 童 保 育 課	2 0
株式会社チャイルドステージ		2 0
ミ ア ヘ ル サ 株 式 会 社		2 1

4 監査の範囲

原則として、令和元年度における出捐等団体及び補助金等交付団体の財政的援助に 係る出納その他の事務の執行について実施した。

5 監査の観点

年度計画の基本方針に基づき、財政援助に係る事務がその目的に沿って適正かつ効率 的に行われているかどうか、また、主管課の団体に対する指導・監督が適切に行われて いるかどうかを主眼として監査を実施した。

6 留意事項

出捐等団体については、会計経理面に特に留意した。また、補助金等交付団体については、補助金等の交付手続き、時期の適正性及び資金が補助目的に沿って効率的かつ確実に執行されているかに留意して監査を行った。

7 監査の方法

監査実施の全団体について、主管課から提出された補助金交付申請書、交付決定に関する原議及び出捐団体・補助金等交付団体の実績報告書、調査票等に基づき、書面監査を行うとともに主管課職員に説明を求めた。

なお、実地監査を予定していた4団体については、コロナ禍による緊急事態宣言により、監査委員と団体職員の質疑応答は、現地での対面ではなく、書面のやり取りにより 行った。

また、事務局職員による事務監査は、社会福祉事業団については関係資料を監査事務 局に持ち込み、その他の監査対象団体については現地において調査等の事務監査を行い、 基本的事実関係を確認した。

(1) 事務監査実施日

監	査	対	象	寸	体	事	務	監	查	日					
公記	金財団 流	去人				1	月26日(火)								
台	東 区	芸 術	文化	対	Ŧ	1	月27日(水)								
						1	月20日(水)	特別養護老	人ホーム谷中						
¼ -∠	会福祉》	±ι						老人福祉セ	ンター						
			ᆸᆉᇈᇃ	15 光 15	耳>*/	2	2月4日(木)特別養護老人ホーム浅草								
1	東区	上云个	苗仙号	手 耒 🗅	ก'X.	2	月5日(金)特	別養護老人	ホーム三ノ輪						
						2	月26日(金)	事業団本部	、児童館						
社会	会福祉流	去人				2	月8日(月)								
台	東区	土会礼	畐 祉 f	協議会	会	2	月9日(火)								
	益財団活 東 区 遅		長興事	事業団	Ŧ	2	月10日(水)								

- ※ 社会福祉事業団の事務監査日については、監査結果の講評日である。
- (2) 監査における主な確認書類

ア 実地監査対象団体の予備監査

(ア) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、収支計算書等)、事業報告書、役員名簿

- (イ) 内部統制文書(運営規程、就業規則、経理規程、個人情報保護に関する規程等)
- (ウ)給与、服務関係書類(出勤簿、休暇簿、超過勤務命令簿、旅行命令簿、労使協定書等労基署届出・報告書、勤怠関係報告書等)
- (工)経理関係書類(総勘定元帳、伝票、契約書、領収書、小口現金等現金出納帳、 預金残高証明書等)
- (才) 利用収入関係書類
- (カ)施設・備品管理関係書類(建物設備関係諸書類、消防関係諸書類、備品台帳等)

イ 書面監査

- (ア)補助金等交付決定に関する書類(交付申請書、原議、交付決定通知書写し等)
- (イ)補助金等額の確定に関する書類(実績報告書、原議、交付確定通知書写し等)
- (ウ)補助金交付根拠法令規則、例規及び補助金交付要綱等
- (エ) 財政援助団体等に関する調査票(団体及び補助対象事業の概要等、補助金の 交付状況調査)

8 監査の結果

各団体の監査結果は次のとおりである。

【出指等団体】

団体名 台東区土地開発公社

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

台東区土地開発公社は、昭和62年10月に設立された法人である。

公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行うことを目的として、土地の取得等の事業を行っている。

なお、令和元年度の収支決算状況は、次表のとおりである。

科			目	決	算	額	摘	要
収	入	総	額		131,	117円	受取利息及び運営費負担金	
支	出	総	額		129,	864 円	事務局運営費	
収プ	出支丿	差引	金 額		1,	253 円		·

2 台東区との関係

区は、昭和62年10月、公社設立に伴い、基本財産の1,100万円を出捐している。

第2 監査の結果

会計事務処理は、良好に行われており、特に指摘・指示する事項はない。

団体名 公益財団法人 台東区芸術文化財団

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

台東区芸術文化財団は、昭和58年設立の(財)台東区文化・スポーツ振興財団と、昭和61年設立の(財)台東区芸術・歴史協会が合併し、平成11年4月に財団法人台東区芸術文化財団として発足したが、公益法人制度改革に伴い、平成23年4月公益財団法人へ移行した。

法人は、公益目的事業として台東区立の芸術・文化・スポーツ施設の指定管理を担 うと同時に、区民の自主的な活動を促進し、豊かな区民生活の向上と地域の発展に寄 与することを目的として、次の事業を行っている。

- (1)芸術文化に関する事業
- (2) スポーツ文化に関する事業
- (3)芸術・文化・スポーツ施設の管理運営
- (4) 芸術・文化・スポーツ活動の調査・情報収集及び提供に関する事業
- (5) その他目的達成に必要な事業

なお、令和元年度の法人の正味財産増減計算書に基づく決算状況は、次表のとおり である。

正味財産期首残高	総	収	益	額	総	費	用	額	正味財産期末残高
534,602,497 円		684,9	05,77	2 円		682,4	61,01	8円	537,047,251 円

2 台東区との関係

(1)出捐

区は、平成11年4月、旧財団法人設立に伴い、基本財産5億円を出捐、平成23年4月公益財団法人への移行後も出捐関係を継続している。

(2) 指定管理者(管理運営委託)

区は、次表のとおり各施設の指定管理者として法人を指定している。

指定期間は、台東リバーサイドスポーツセンターは平成30年4月から5年間、 その他の施設は平成27年4月から5年間である。(なお、台東リバーサイドスポーツセンター以外の施設について、区は令和2年4月1日から5年間、同法人を指定 管理者としている。)

施	設	名	指定管理料	根	拠	法	令
台身	東リバー	サイド	202, 275, 844 円	東京都	邓台東区体育施設	条例	
スプ	ポーツセ	ンター	202, 275, 644	(昭和	11 50 年台東区条例	列第 12 号)	
古日		塑館	20 422 162 11	東京都	邓台東区立朝倉彫	塑館条例	
朝	倉 彫	塑館	28,423,162 円	(昭和	列第 41 号)		
_	町風俗	次业品	18,032,147円	東京都	邓台東区立下町風	俗資料館条例	
	凹 黑 俗。	貝科貼	10, 032, 147	(昭和	口 55 年台東区条例	列第3号)	

施		設		名	指定管理料	根	拠	法	令
	葉	記	念	館	15,277,034 円	東京都	都台東区立一葉記	念館条例	
	未	ĦĽ	心心	民日	15, 211, 054	(昭和	印 36 年台東区条例	列第1号)	
旧	東京	音	楽 学	校	19,638,516 円	東京都	都台東区立旧東京	音楽学校奏楽	堂条例
奏		楽		堂	19,030,510	(昭和	印 62 年台東区条例	列第2号)	
書	道	博	物	館	23,802,962 円	東京都	都台東区立書道博	物館条例	
音	坦	守	70	멂	23,002,902	(平月	成 11 年台東区条例	列第 35 号)	
指:	定管	理彩	の合	計	307,449,665 円				

(3) 指定管理者(事業委託)

区は、法人に協定に基づき次の事業を委託している。

台東リバーサイドスポーツセンター

施設開放

2,599,404円

初心者スポーツ教室

5, 226, 718円

計

7,826,122円

(4)補助事業

区は、「東京都台東区一般財団法人に対する助成等に関する条例(平成3年台東区 条例第18号)」に基づき、法人の運営等に要する経費として補助金を交付している。

補助総額 233,636,589円

内訳 管理補助金 166,634,106円

事業補助金 67,002,483円

令和元年度の法人の総収益額(684,905,772円)に占める区補助金(233,636,589円)の割合は34.1%である。

第2 監査の結果

法人の事業は、補助目的に沿って執行されている。

また、会計事務処理についても、おおむね良好に行われているものと認められ、特に指摘・指示する事項はないが、事務処理上軽微ではあるが、次のような事例があったので、その場で、口頭にて注意した。今後は適正な事務処理に努められたい。

なお、主管課においても、適切に指導・監督が行われている。

(口頭注意事項)

- ・出勤簿の表示誤り
- ・起案書の決裁日の記載もれ

団体名 公益財団法人 台東区産業振興事業団

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

台東区産業振興事業団は、昭和58年10月に財団法人として設立され、平成11

年4月に台東区勤労者サービスセンターと統合したが、公益法人制度改革に伴い、平成24年4月公益財団法人へ移行した。

法人は、台東区における産業の経営基盤を整備し、中小企業の育成を図るとともに、 中小企業勤労者及び事業主並びにこれに準じる区民を対象とした勤労者福祉事業を総 合的かつ効果的に展開し、中小企業勤労者福祉を向上させ、中小企業の振興と地域社 会の発展に寄与することを目的として、次の事業を行っている。

- (1) 中小企業の育成及び中小企業勤労者等の福祉に係る各種研修会、講習会等の事業
- (2)中小企業の育成及び中小企業勤労者等の福祉に係る調査研究、情報提供並びに普及事業
- (3) 中小企業勤労者等のための勤労者福祉事業
- (4) 中小企業のための各種経営支援等の事業
- (5) 区及び他団体が行う中小企業の育成事業並びに中小企業勤労者福祉推進事業へ の協力・交流事業
- (6) 台東区立産業研修センターの管理運営及び中小企業振興事業に関連を有する範囲において区から受託する事業

なお、令和元年度の法人の正味財産増減計算書に基づく決算状況は、次表のと おりである。

正味財産期首残高	総	収	益	額	総	費	用	額	正味財産期末残高
576,838,406 円		199, 1	90,94	4 円		203,4	143,85	0円	572,585,500円

2 台東区との関係

(1)出捐

区は、平成11年4月、財団法人統合に伴い、基本財産5億円を出捐、平成24 年4月公益財団法人への移行後も出捐関係を継続している。

(2) 指定管理者

区は、「東京都台東区立産業研修センター条例(平成15年台東区条例第1号)」 に基づき、産業研修センターの指定管理者に、平成28年4月から5年間再指定している。

なお、区は、令和元年度の指定管理料として委託料16,557,926円を支出している。

(3)補助事業

区は、「東京都台東区一般財団法人に対する助成等に関する条例(平成3年台東区条例第18号)」に基づき、法人の事業運営等に要する経費として81,331,877円の補助金を交付している。

令和元年度の法人の総収益額(199,190,944円)に占める区補助金(81,331,877円)の割合は40.8%である。

第2 監査の結果

法人の事業は、補助目的に沿って執行されている。

また、会計事務処理についても、おおむね良好に行われているものと認められ、特に指摘・指示する事項はないが、事務処理上軽微ではあるが、次のような事例があったので、その場で、口頭にて注意した。今後は適正な事務処理に努められたい。

なお、主管課においても、適切に指導・監督が行われている。

(口頭注意事項)

- ・旅行命令簿の旅行時間の記載もれ
- ・起案書の決裁日の記載もれ

団体名 社会福祉法人 台東区社会福祉事業団

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

台東区社会福祉事業団は、昭和61年10月に設立された社会福祉法人である。 法人は、台東区が設立した社会福祉施設を受託運営するほか、台東区の福祉行政と 一体となって区民福祉の向上に資する多様な福祉サービスを提供している。 法人の事業は次のとおりである。

(1)第一種社会福祉事業

ア 区立特別養護老人ホーム「浅草」「千束」「谷中」「三ノ輪」の管理運営

(2) 第二種社会福祉事業

- ア 区立児童館「千束」「玉姫」「台東」「池之端」「松が谷」「今戸」「寿」「谷中」の 管理運営 (こどもクラブを含む。)
- イ 区立高齢者在宅サービスセンター「あさくさ(一般と認知)」「うえの」「やなか」 「みのわ(一般と認知)」及びデイホーム「たなか」「せんぞく(認知)」の管理 運営
- ウ 区立老人福祉センター及び老人福祉館「入谷」「橋場」「三筋」の管理運営

(3) その他

ア 区立地域包括支援センター「あさくさ」「やなか」「みのわ」の管理運営 なお、令和元年度の法人の事業活動計算書に基づく決算状況は、次表のとおりである。

I 法人決算増減

前期繰越活動増減差額	総	収	益	額	総	費	用	額	次期繰越活動増減差額
603,522,999円		2,873,	541,73	32 円		3,021,	728, 89	97円	455, 335, 834 円

Ⅱ 拠点区分別単年度決算増減

※各会計において、費用が超過している区分は、前期繰越金を充当している。

区				分	総	収	益	額	総	費	用	額	当期活動増減差額
本				部		187,7	728, 420	0円		187,0	11,63	6円	716,784円
千	束	児	童	館		72,0	25, 82	4円		72,0	63,08	4円	△37,260円
玉	姫	児	童	館		55,4	103, 95	6円		55,4	21,81	8円	△17,862円

区分	総収		利	養	用	額	当期活動増減差額
台 東 児 童 館	39,6	14 , 539 円]	39,6	33, 173	円	△18,634円
池 之 端 児 童 館	62,8	83,079 F]	62, 9	20, 339	円	△37,260円
松 が 谷 児 童 館	98,7	49,635 F]	98,8	841,557	7 円	△91,922円
今 戸 児 童 館	58,7	42, 274 F]	58, 7	79,534	円	△37,260円
寿 児 童 館	85,2	63,459 F]	85,3	319, 345	円	△55,886円
谷 中 児 童 館	60,9	99 , 945 円]	61,0	37, 205	円	△37,260円
特別養護老人ホーム 浅 草	357,3	17,267 円]	415,0)41,108	円	△57,723,841 円
特別養護老人ホーム 千 束	167,5	05,809円]	196,3	807,923	円	△28,802,114円
特別養護老人ホーム 谷 中	248,0	03 , 126 円]	269, 2	269,901	円	△21,266,775円
特別養護老人ホーム 三ノ輪	328,6	38,442 円]	361,6	65,844	円	△33,027,402 円
短期入所生活介護 あさくさ	34,0	24,676 円]	22, 9	88,308	円	11,036,368円
短期入所生活介護 せんぞく	14, 6	45, 490 円]	10,4	118,805	万円	4,226,685 円
短期入所生活介護 やなか	39,9	17,913 F]	24, 7	733, 780	円	15, 184, 133 円
短期入所生活介護 みのわ	20,8	95,894 円]	29, 2	269, 228	円	△8,373,334 円
あさくさ高齢者在宅サービスセンター	88,4	.59 , 573 円]	92,6	574 , 699	円	△4,215,126 円
あさくさ高齢者在宅サービスセンター (認知症)	30,9	03,846 円]	36,4	198,678	円	△5,594,832 円
うえの 高齢者在宅サービスセンター	65,4	26,646 円]	70,3	399, 596	円	△4,972,950 円
やなか 高齢者在宅サービスセンター	81,0	90,885 円]	84, 7	61,862	円	△3,670,977 円
みのわ 高齢者在宅サービスセンター	95,2	11,330 円]	109, 2	207, 361	円	△13,996,031円
みのわ高齢者在宅サービスセンター (認知症)	28,5	74, 286 F]	38,4	174,080	円	△9,899,794 円
たなかデイホーム	27, 3	24, 223 F]	30,5	527, 906	円	△3,203,683 円
せんぞくデイホーム	41,5	60,256 円]	41,9	61,507	7 円	△401,251円
あさくさ地域包括支援センター	56,4	.04 , 341 円]	56,7	24, 192	円	△319,851 円
やなか地域包括支援センター	36,0	05,534 円]	35,8	315, 393	円	190,141 円
みのわ地域包括支援センター	54, 1	56,851 円]	54,8	368, 257	' 円	△711,406 円
ケアマネジメントセンターあさくさ	36,8	08,659 円]	33, 5	527 , 754	! 円	3,280,905円
ケアマネジメントセンターやなか	13,0	05,574 F]	14,0	51,686	円	△1,046,112円
ケアマネジメントセンターみのわ	42,7	37,889 ⊞]	42, 1	18, 322	2 円	619,567円
あさくさ訪問介護支援センター	68,8	63,835 F]	57,8	374, 893	円	10,988,942 円
みのわ訪問介護支援センター	69,5	29,704 円]	67,7	97,468	円	1,732,236 円
老人福祉センター	56,0	90,000 F]	58, 1	97, 786	円	△2,107,786 円
入 谷 老 人 福 祉 館	19,9	85,000 F]	16,7	18,931	円	3,266,069円
橋場老人福祉館	16,5	50,000 F]	16,9	77, 172	円	△427,172 円
三 筋 老 人 福 祉 館	19,3	96,000 F	1	18,7	31,214	円	664,786 円
内 部 取 引 消 去	△6,9	02 , 448 円]	△6,9	002, 448	円	0円
合 計	2,873,5	41 , 732 円]	3,021,7	28,897	7 円	△148, 187, 165 円

2 台東区との関係

(1) 出捐

区は、昭和61年10月、社会福祉法人設立に伴い、基本財産500万円を出捐 している。

(2) 指定管理者

区は、次表のとおり各施設の指定管理者に法人を指定している。

指定期間は、特別養護老人ホーム及び児童館等の施設は平成27年4月から5年間、老人福祉センター、各老人福祉館及びうえの高齢者在宅サービスセンターは平成28年4月から5年間である。(なお、特別養護老人ホーム及び児童館等の施設について、区は令和2年4月1日から5年間、同法人を指定管理者としている。)

また、区は、指定管理料のほか、業務委託による委託料を支出している。

サ	ビ	ス	区	分	区	支	出	額	設	置	 条	例
本部			<u> </u>	/1	<u> </u>	12, 41			нх			ויט
/ 	要介護認定調査					12, 41						
児童館	1	<u> </u>			ı	533, 50			東京	都台身	東区立	児童
JU-E-AF	- 児童館管理運営	 学			+	328, 84			館条件		ケハキ	- C A
	こどもクラブ					204, 65			(昭和 例第:		年台東	以公余
	を護老人ホーム	11-7K-Z-LI			+	206, 93			東京	都台頁	東区立	特別
137712	特養浅草指定管	 查理料				51,60					トロゴ	
	特養千束指定管					51, 76					年台東	
	特養谷中指定管					44, 82				· 13号		
	特養三ノ輪指足					58, 74						
高齢者	在宅サービスセ					45, 59			東京	都台身	東区立	高齢
	あさくさ指定管						36,00		者在	宅サー	・ ービス	セン
	せんぞくデイス		 E管理料				58,00		ター	条例		
	やなか(デイホ			<u>里料</u>			53, 52		(平成	t 1 2	年台東	区条
	みのわ(デイホ	ーム含む))指定管理	<u>里料</u>		15, 83	38,00	0円	例第	1 4号	+)	
	うえの指定管理	 里料				7,96	64,00	0円				
地域包	<u>.</u> l括支援センター					102,8	13,56	6 円				
	あさくさ					36, 59	99, 52	2 円				
	やなか					27, 48	39,52	2円				
	みのわ					38, 72	24, 52	2円				
老人福						111, 75	51,00	0円	東京	都台東	区立者	老人福
	老人福祉センタ	ター指定管	理料			51, 25	57,00	0円	祉施語	没の設	置等に	と関す
	老人福祉館3食	虐指定管 理	料			55, 93	31,00	0円	る条例	列(昭和	日53年	F台東
	健康カラオケ教	文室				85	58,00	0円	区条例	別第3	0号)	
	頭と体の活性化	上教室				3,70	05,00	0円				
上記外	事業委託					14, 53	37, 54	0円				
	介護職員実践研	开修実施				29	99,75	0円				
	高齢者肺炎球菌	 直予防接種	ĺ.			7	75 , 03	5 円				
	高齢者インフル	レエンザ子	防接種			96	36 , 30	6 円				

高齢者住宅シルバーピア生活援助員	8,572,449 円	
介護サービス人材確保事業	3,412,200円	
住所地特例に係る総合事業	238,980 円	
認知症初期集中支援	129,600円	
避難行動要支援者個別支援計画作成	9,720円	
育児支援ヘルパー事業	833,500円	
指定管理料及び業務委託料の計	1,027,550,056円	

(3)補助事業

区は、法人の運営等に要する経費として、「社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例(昭和51年台東区条例第21号)」に基づき、167,152,042 円の補助金を交付している。

令和元年度の法人の総収益額(2,873,541,732円)に占める区補助金(167,152,042円)の割合は5.8%である。

第2 監査の結果

法人の事業は、補助目的に沿って執行されている。

また、会計事務処理についても、おおむね良好に行われているものと認められ、特に指摘・指示する事項はないが、事務処理上軽微ではあるが、次のような事例があったので、その場で、口頭にて注意した。今後は適正な事務処理に努められたい。

なお、主管課においても、適切に指導・監督が行われている。

(口頭注意事項)

- ・出勤簿の表示誤り
- ・時限前出張簿はあるが、旅行命令簿が処理されていないもの
- ・旅行命令簿の旅行時間の記載もれ
- ・超過勤務等命令簿の勤務内容、勤務時間の記載もれ、命令権者の押印もれ
- ・起案書の決裁日の記載もれ
- ・仕訳伝票の会計責任者の押印もれ

【補助金等交付団体】

団体名 社会福祉法人 台東区社会福祉協議会

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

台東区社会福祉協議会は、昭和38年4月に設立された社会福祉法人である。

法人は、台東区における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行っている。

- (1) 法人運営事業
- (2) 地域福祉事業
- (3) 在宅福祉事業
- (4) ボランティア活動推進事業
- (5)権利擁護センター事業
- (6) 応急援護資金貸付事業
- (7)歳末たすけあい運動事業
- (8) ファミリー・サポート・センター事業
- (9)自動販売機設置事業

なお、令和元年度の法人の事業活動計算書に基づく収支決算状況は、次表のとおり である。

I 法人決算増減

前期繰越活動増減差額	総	収	益	額	総	費	用	額	次期繰越活動増減差額
73,039,671 円		257,	760,8	19 円		278,	097,5	33 円	82,702,957円

※次期繰越活動増減差額は、その他の積立金取崩額(30,000,000円)が反映されている。

Ⅱ 拠点区分別決算収支

※各区分において、費用が超過している区分は、前期繰越金を充当している。

拠		点		<u> </u>	分	総	収	益	額	総	費	用	額	当期活動増減差額
地	域 福	祉 活	動力	能 進	事 業		239,0	08,66	9円	4	254, 7	56, 88	7円	△15,748,218円
応	急援	護 資	金貨	首 付	事 業				0円		4, 5	29,09	6円	△4,529,096円
歳	末たす	けけ	あい	運動	事 業			76,35	6円		,	76, 35	6円	0円
ファ	ミリー・	・サポ	ート・	センタ	一事業		19,8	94,89	1円		19, 9	54, 29	1円	△59,400円
自	動販	売	機設	置	事 業		5,9	84,60	8円		5, 98	34,60	8円	0円
内	部	取	引	消	去		$\triangle 7, 2$	03,70	5 円	4	△7, 20	3, 70	5 円	0円
合			•		計		257,7	60,81	9 円		278, 09	97, 53	3 円	△20,336,714円

2 台東区との関係

区は、「社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例(昭和51年台東区条例第 21号)」に基づき、次表のとおり補助金を交付している。

対			象	Į.			事			業	補	助	金	額
法	人 運 営							営		費			102, 829, 4	96円
は								事	業	費			39,905,0	000円
権	利	擁	護	セ	ン	タ	_	事	業	費			599,6	521 円
ボ	ラ	ンラ	ティ	ア	セ	ン	タ -	- 事	業	費			1,776,0	000円
成	年	後	見	制	度	推	進	事	業	費				0円
合										計			145, 110, 1	17円

令和元年度の法人の総収益額(257,760,819円)に占める区補助金(145,110,117円)の割合は56.3%である。

第2 監査の結果

法人の事業は、補助目的に沿って執行されている。

また、会計事務処理についても、おおむね良好に行われているものと認められ、特に指摘・指示する事項はないが、事務処理上軽微ではあるが、次のような事例があったので、その場で、口頭にて注意した。今後は適正な事務処理に努められたい。

なお、主管課においても、適切に指導・監督が行われている。

(口頭注意事項)

- ・見積書・納品書の日付の記載もれ
- ・領収書の宛名の記載もれ
- ・旅行命令簿の旅行時間の記載もれ

団体名 台東区役所職員互助会

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

台東区役所職員互助会は、平成3年10月に「東京都台東区役所職員互助会条例(平成3年台東区条例第30号)」に基づき設置された。

団体は、職員相互の扶助及び福利厚生を図り、事務能率の増進と円滑な区政の遂行 に寄与することを目的として、カフェテリアプラン事業、給付事業、文化体育事業等 の事業を行っている。

2 台東区との関係

区は、互助会事業の充実による職員の福利厚生向上のため、「東京都台東区役所職員 互助会条例」に基づき、団体の業務執行に必要な経費の一部として

16,823,571円の補助金を交付している。

令和元年度における補助対象事業経費(44,144,823円)に占める区補助金(16,823,571円)の割合は38.1%である。

第2 監査の結果

団体への補助金は、補助目的に沿って執行され、特に指摘・指示する事項はない。

団体名 ときめき たいとうフェスタ推進委員会

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

ときめき たいとうフェスタ推進委員会は、平成10年4月に設立された団体である。

団体は、台東区民及び他都市等の住民との交流を深め、まちのにぎわいを創造しながら人々が楽しく住める街の実現を目指し、また、豊かな伝統文化を守り育て、様々な地域資源・魅力をさらに高め、区の情報を発信しながら台東区を広くアピールすることを目的に事業を行っている。

2 台東区との関係

区は、台東区の魅力を高め、もって地域交流・産業交流の振興を図るため、「ときめき たいとうフェスタ推進委員会補助金交付要綱」に基づき、令和元年度の団体の事業 運営等に要する経費として58,616,297円の補助金を交付している。

第2 監査の結果

団体への補助金は、補助目的に沿って執行され、特に指摘・指示する事項はない。

団体名 入谷地区町会連合会

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

入谷地区町会連合会は、各町会相互の連絡と親睦を図り、区域内の発展と居住者の 福祉増進に寄与することを目的として、入谷地区における地域福祉増進の事業を行っ ている。

2 台東区との関係

区は、地域福祉増進のため、「台東区町会等運営補助金交付要綱」に基づき、団体の 運営等に要する経費として1,949,150円の補助金を交付している。

令和元年度における補助対象事業経費(5,727,122円)に占める区補助金(1,949,150円)の割合は34.0%である。

第2 監査の結果

団体への補助金は、補助目的に沿って執行され、特に指摘・指示する事項はない。

団体名 台東区青少年育成入谷地区委員会

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

入谷地区委員会は、昭和36年4月に設立された団体である。

団体は、台東区青少年問題協議会の施策及び関係機関・団体等の行う青少年健全育成活動に対し、積極的に援助・協力するとともに、地域の実情に応じた施策を実施し、

これを推進することを目的として、入谷地区における青少年健全育成活動の事業を行っている。

2 台東区との関係

区は、青少年健全育成活動を促進するため、「台東区青少年育成地区委員会事業補助金交付要綱」に基づき、団体の事業運営等に要する経費として626,000円の補助金を交付している。

令和元年度における補助対象事業経費(1,583,277円)に占める区補助金(626,000円)の割合は39.5%である。

第2 監査の結果

団体への補助金は、補助目的に沿って執行され、特に指摘・指示する事項はない。

団体名 江戸まちたいとう芸楽祭実行委員会

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

江戸まちたいとう芸楽祭実行委員会は、平成30年4月に設立された団体である。 団体は、本区の歴史ある豊富な芸能や伝統文化を総合的に支援し、地域に根差した 取り組みとして展開、発信していくことで、区民や来訪者がこれらの文化に気軽に触 れる機会の充実を図り、本区に根付く文化の継承・発展を目的として、江戸まちたい とう芸楽祭を開催している。

2 台東区との関係

区は、本区の芸能及び伝統文化の継承・発展に寄与することを目的として、「江戸まちたいとう芸楽祭実行委員会事業費助成金交付要綱」に基づき、事業運営に要する経費として40,040,831円の補助金を交付している。

令和元年度における補助対象事業経費(49,349,551円)に占める区補助金(40,040,831)の割合は81.1%である。

第2 監査の結果

団体への補助金は、補助目的に沿って執行され、特に指摘・指示する事項はない。

団体名 隅田川花火大会実行委員会

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

隅田川花火大会実行委員会は、江戸の伝統を受け継いだ両国川開きの花火を継承し、 隅田川の夏の風物詩として広く都区民に親しまれている行事である隅田川花火大会を 実施している。

隅田川花火大会は昭和53年に始まり、令和元年には第42回目を実施した。

2 台東区との関係

区は、観光事業の振興を図ることを目的に、「隅田川花火大会事業費台東区補助金交付要綱」に基づき、事業運営等に要する経費として30,940,000円の補助金を交付している。

令和元年度における補助対象事業経費(193,986,389円)に占める区補助金(30,940,000円)の割合は15.9%である。

第2 監査の結果

団体への補助金は、補助目的に沿って執行され、特に指摘・指示する事項はない。

団体名 六区ブロードウェイ商店街振興組合

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

六区ブロードウェイ商店街振興組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行うとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行うことにより、組合員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資することを目的として、各種事業を行っている。

2 台東区との関係

区は、商店街活性化のために行うイベント事業やサービス向上事業を目的として、 下記の補助金を交付している。

対	象	事	業	金	額	根	拠	法	令	等
イ	ベント・サー	- ビス向」	亡支援	9, 0	50,000円					
商	店街外国人観光	客おもてな	し支援	7,70	00,000円	台東	区商店街报	長興事業 社	甫助金交付	寸要綱
活	性化計画	斯 策 定	支 援	2,0	16,000円					

令和元年度の団体の補助対象経費総額(25,870,000円)に占める区補助金(18,766,000円)の割合は72.5%である。

第2 監査の結果

団体への補助金は、補助目的に沿って執行され、特に指摘・指示する事項はない。

団体名 アメ横表通り商店街振興組合

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

アメ横表通り商店街振興組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のため に必要な共同事業を行うとともに、地区内の環境の整備改善を図るための事業を行う ことにより、組合員の事業の健全な発展に寄与し、あわせて公共の福祉の増進に資す ることを目的として、各種事業を行っている。

2 台東区との関係

区は、商店街活性化のために行うイベント事業やサービス向上事業を目的として、 下記の補助金を交付している。

対		象	:	事		業	金	額	根	拠	法	令	等
イ・	ベント	・サ	ービ	ス向	上支	援	3, 2	200,000円	ム由	D 本 七 华 fr	三個市光	常明 <i>会去!</i>	十冊、烟
街	並み	環	境整	備	支	援	15,7	'92,000円	一口果	区商店街捌	Σ艸肀苿↑	用助金文作	1)安শ

令和元年度の団体の補助対象事業経費総額(28,490,444円)に占める区補助金(18,992,000円)の割合は66.7%である。

第2 監査の結果

団体への補助金は、補助目的に沿って執行され、特に指摘・指示する事項はない。

団体名 株式会社 ユニマット リタイアメント・コミュニティ

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

ユニマット リタイアメント・コミュニティは、昭和50年6月に設立され、平成27年に現在の商号に変更した。

当団体は、「地域包括ケア」の仕組みを支える基礎的なサービスとして、在宅生活を継続するうえで最も困難とされる「単身・重度の要介護者」であっても、住み慣れた地域で、日常生活を支えるために必要な介護・看護サービスを包括的・継続的に提供することを目的に介護事業等を行っている。

2 台東区との関係

区は、介護施設等の体制整備等を図るため、開設時に必要な初度経費を「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱」に基づき、14,000,00円の補助金を交付している。

令和元年度における補助対象事業経費(18,359,401円)に占める区補助金(14,000,00円)の割合は76.3%である。

第2 監査の結果

団体への補助金は、補助目的に沿って執行され、特に指摘・指示する事項はない。

団体名 特定非営利活動法人 ほおずきの会

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

ほおずきの会は、昭和53年4月に設立され、平成14年5月に特定非営利活動法 人となった。

法人は、主に心身障害者(児)に対し、相互扶助の視点に立ち、心身障害者(児)の生活能力の向上、地域生活における自立生活支援に関する事業を行い、社会生活の利益の増進に寄与することを目的として、心身障害者(児)の通所訓練事業、宿泊訓練事業等を行っている。

2 台東区との関係

区は、集団生活の機会の少ない在宅の心身障害者(児)に対し通所の方法により指導を行う通所訓練や、心身障害者(児)の地域社会における自立と社会参加を促進する ための施設運営等、法人が実施する各種事業に対し、次表の補助金を交付している。

対 象 事 業	金額	根 拠 法 令 等
ほおずきの家通所訓練	12,688,680円	日 台東区心身障害児(者)通所訓練事業補助要綱
地域活動ぐる~ぷほおずき生活訓練	9,693,893 円	
グループホーム「 リ ー フ 」 運 営	3,478,000円	1
グループホーム「クローバー」運営	6,460,000円	1
グループホーム「マロン」施設整備	3,820,000円	台東区心身障害者(児)
グループホーム「ジンジャー」運営	3,574,000円	施設等整備運営補助要綱
グループホーム「コットン」運営	2,744,000円	
障害者福祉施設サービス第三者評価	173,000円	1

令和元年度における補助対象経費総額(138,978,091円)に占める 区補助金(42,631,573円)の割合は30.7%である。

第2 監査の結果

法人への補助金は、補助目的に沿って執行され、特に指摘・指示する事項はない。

団体名 社会福祉法人 清峰会

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

清峰会は、昭和59年9月に設立された社会福祉法人である。

法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、障害者支援施設、特別養護老人ホーム等の運営を行っている。

2 台東区との関係

区は、「柳北ほうらい」、「今戸ほうらい」、「浅草ほうらい」運営のため、次 表の補助金を交付している。

対	象	事	業	金	額	根	拠	法	令	等
グループ	プホーム「桝	卯北ほうらい.	」運営	6,600	,000円	社会福祉	去人に対する助	成の手続きに関	する条例及び同	司施行規則
グループ	プホーム「ዻ	テ戸ほうらい.	」運営	7, 100	,000円	社会福祉	法人に係る心具	身障害者(児)族	拖設等整備運営	當補助要綱
障害者E	中活動系	サービス推済	進事業	4, 429	,000円	障害者日	日中活動系サ	ービス推進	#業補助金	交付要綱
介護サービス	第三者評価受審費		ほうらい)	123	,000円	人雄斗。	・ビス第三者記	17年12年日	の出出と問	十2番個
介護サービス第三	:者評価受審費用助成(デイサービスセンター浅草	草ほうらい)	123	,000円	が破りっ	「ころ用二百亩	†‴坟蚕箕用	の助风に関	りる安神

令和元年度における補助対象経費総額(51,497,242円)に占める 区補助金(18,375,000円)の割合は35.7%である。

第2 監査の結果

団体への補助金は、補助目的に沿って執行され、特に指摘・指示する事項はない。

団体名 学校法人 三幸学園

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

三幸学園は、昭和60年3月に設立された学校法人である。

法人は、人間形成の根幹は、乳幼児期の健全な身体及び心の発達と考え、個々を受容し、共感する中で主体性を育む保育を目的として、保育園(ぽけっとランド雷門、ぽけっとランド入谷、ぽけっとランド浅草タワー等)の運営等を行っている。

2 台東区との関係

区は、区民の子育て支援と児童福祉の増進、保育士の人材確保や処遇改善等を図る ため、次表の補助金を交付している。

対	象	事	業	金	額	根	拠	法	令	等
認	証保育所運	営費等	補助	146, 963,	820 円	台東	区認証保	育所運営	費等補助	力要綱
保	育士等キ	ャリア育	育 成	33, 956,	000円	台東区	区保育士等キ	・ャリア育り	成補助金交	付要綱
保	育 サ ー	ビス推	進	6,379,	000円	台東区	区保育サービ	ス推進事	業補助金交	付要綱

対	象		事	業	金		額	根	拠	法	令	等
保	育	力	強	化		1,780,	000円	台東区	区保育力的	金化事業	甫助金交付	寸要綱
保育	従事職」	員宿舎	借上げ	支援		1,014,	930 円	台東区保	育従事職員宿	冨舎借上げ支担	爰事業補助金	交付要綱
私立	: 保育	園 児	体力向	1)上		300,	000円	台東区	私立保育園」	見体力向上¥	事業補助金	交付要綱
保育所	等におけ	る児童の	の安全対策	養強化		203,	381 円	台東区保	育所等における	る児童の安全対	策強化事業補	助金要綱
保育	士就耳	哉 説 明	会等	支 援		65,	000円	台東区位	R育士就職訪	明会等支援	事業補助金	交付要綱

令和元年度における補助対象経費総額(425, 231,514円)に占める 区補助金の割合(190, 662, 131円)は、44.8%である。

第2 監査の結果

法人への補助金は、補助目的に沿って執行され、特に指摘・指示する事項はない。

団体名 株式会社 ポピンズ

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

ポピンズは、昭和62年3月に設立された株式会社である。

当団体は、保護者の教育方針を尊重しながら、児童を良好な環境で保育し、その健全育成及び社会福祉に寄与することを目的として、保育園(ポピンズナーサリースクール駒形等)の運営等を行っている。

2 台東区との関係

区は、私立保育園の開設、区民の子育て支援と児童福祉の増進、保育士の人材確保 や処遇改善等を図るため、次表の補助金を交付している。

対	象	Ī	事	業	金		額	根	拠	法	令	等
私	立保育	所 開	設 뢒	を 備	195,	004,	000円	台東区	私立保育所	開設整備	費補助金	交付要綱
認	証保育所	運営	費等」	助 成	48,	363,	980円	台東	区認証保	育所運営	費等補	助要綱
保	育士等	キャリ	リアす	育 成	5,	402,	000円	台東区	保育士等キ	テャリア育	成補助金	交付要綱
保	育従事職員	有舍信	昔上げ	支援		430,	500円	台東区位	保育従事職員宿	音舎借上げ支	援事業補助金	金交付要綱
保	育	力	強	化		600,	000円	台東	区保育力品	鱼化事業	補助金交	:付要綱
保育	育所等における	る児童の	安全対策	6強化		53,	530 円	台東区保	育所等における	る児童の安全対	対策強化事業	補助金要綱

令和元年度における補助対象経費総額(439,507,040円)に占める 区補助金の割合(249,854,010円)は、56.8%である。

第2 監査の結果

団体への補助金は、補助目的に沿って執行され、特に指摘・指示する事項はない。

団体名 ライフサポート株式会社

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

ライフサポートは、平成7年2月に設立された株式会社である。

当団体は、保育事業と介護事業を通して、明るく豊かな福祉社会の実現を目指し、 保育園(ゆらりん上野保育園、ゆらりん竹町保育園)や老人ホームの運営、介護・訪問看護等の事業を行っている。

2 台東区との関係

区は、区民の子育て支援と児童福祉の増進、保育士の人材確保や処遇改善等を図る ため、次表の補助金を交付している。

対	象	事	業	金	額	根	拠	法	令	等
認	証保育所	運営費等助	力成	33, 792,	,855円	台東区	区認証保	育所運営	費等補助	力要綱
保	育士等キ	ャリア育	成	15, 476,	,000円	台東区	保育士等キ	テャリア育原	成補助金交	付要綱
保	育従事職員	宿舎借上げす	を援	11, 345,	,850円	台東区保	具育従事職員宿	宮舎借上げ支持	爰事業補助金	交付要綱
保	育 サ ー	ビス推	進	3, 599,	,000円	台東区	保育サーヒ	ごス推進事業	業補助金交	付要綱
保	育所等における	児童の安全対策	強化	22,	,676円	台東区保	育所等における	る児童の安全対	策強化事業補	助金要綱
私	立保育園	児体力向	上	300,	,000円	台東区	私立保育園」	見体力向上事	事業補助金ダ	を付要綱
保	育	力強	化	700,	,000円	台東区	区保育力品	鱼化事業額	献金交付	寸要綱
保	育士就職	説明会等支	え援	65,	,000円	台東区位		明会等支援	事業補助金多	交付要綱

令和元年度における補助対象経費総額(84,072,072円)に占める 区補助金(65,301,381円)の割合は、77.7%である。

第2 監査の結果

団体への補助金は、補助目的に沿って執行され、特に指摘・指示する事項はない。

団体名 株式会社 チャイルドステージ

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

チャイルドステージは、平成16年8月に設立された株式会社である。

当団体は、将来を担う人材の育成を目的に保育園(チェリッシュ浅草保育園、チェリッシュ上野の森保育園)の運営、保育事業に関する経営コンサルティング等の業務を行っている。

2 台東区との関係

区は、私立保育園の開設、児童福祉の向上と保育士の人材確保や処遇改善を図るた

め、次表の補助金を交付している。

対 象 事 業	金額	根 拠 法 令 等
私立保育所開設整備	149,240,000円	台東区私立保育所開設整備費補助金交付要綱
保育士等キャリア育成	14,961,000円	台東区保育士等キャリア育成補助金交付要綱
保育従事職員宿舎借上げ支援	12,789,440 円	台東区保育従事職員宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱
保育サービス推進	1,927,000円	台東区保育サービス推進事業補助金交付要綱
保育所等における業務効率化推進	3,335,990 円	台東区保育所等における業務効率化推進事業補助金交付要綱
私立保育所改修助成	2,398,000円	台東区私立保育所施設整備等補助金交付要綱
保育所等における児童の安全対策強化	1,072,125 円	台東区保育所等における児童の安全対策強化事業補助金要綱
私立保育園児体力向上	600,000円	台東区私立保育園児体力向上事業補助金交付要綱
保育士就職説明会等支援	130,000円	台東区保育士就職説明会等支援事業補助金交付要綱

令和元年度における補助対象経費総額(203,480,147円)に占める 区補助金の割合(186,453,555円)は、91.6%である。

第2 監査の結果

団体への補助金は、補助目的に沿って執行され、特に指摘・指示する事項はない。

団体名 ミアヘルサ株式会社

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

ミアヘルサ株式会社は、昭和59年9月に設立され、平成31年に現在の社名に変更した。

当団体は、知力・体力・思いやりを育み、子どもたちそれぞれの個性を受け入れ、 一人ひとりの子どもの心に寄り添う、自分らしさを発揮できる保育を目的に、保育園 (ミアヘルサ保育園ひびき御徒町)を開設した。

2 台東区との関係

区は、ミアヘルサ保育園ひびき御徒町の開設工事について、次表の補助金を交付している。

対			象		事			業	金	額	根	拠	法	令	等
私	立	保	育	所	開	設	整	備	177,	730,000円	台東区	【私立保育所	開設整備	費補助金交	付要綱

令和元年度における補助対象経費(193,230,180円)に占める区補助金の割合(177,730,00円)は、92.0%である。

第2 監査の結果

当団体への補助金は、補助目的に沿って執行され、特に指摘・指示する事項はない。

9 監査委員による主な質疑とその応答

監	查 対 象 団 体 公益財団法人 台東区芸術文化財団					
	主な質疑応答 (Q:監査委員 A:法人)					
Q	現在コロナ禍の下で、各種企画は実施できないと思うが、何か工夫しているか。					
A	財団ホームページのトップ画面に専用サイトを設け、施設や所蔵品の紹介、ギャラリートークや演奏会等の動画を配信し、実際に来館できない方にも文化施設の魅力を発信している。					
Q	各施設が発行、製作している出版物、グッズ等の在庫整理の現状はどのような状況か。					
А	各施設長には、図録やグッズ等の在庫の削減に努めるよう指示し、各施設においてはセールやセット販売などの方策を検討している。2年度は、在庫の増加を抑制し、新規に発行、製作する場合は、費用面を考慮し、必要な数量のみにするよう努めている。					
Q	元年度決算で正味財産増減計算書の受託事業収益が30年度を上回っているが。					
A	当財団の文化施設、スポーツ施設は、区から指定管理を受け、受託事業を実施しており、区からの指定管理委託料が受託事業収益となる。元年度については、清掃委託業務や窓口受付業務における人件費の増等により、30年度と比較し増額となった。					
Q	元年度末の3月以降は、一部催しの中止、開館の中止等もあり、どの施設も大き く利用者が落ち込んでいるが、2年度は会計上、かなり厳しい数字となりそうか。					
A	文化施設、スポーツ施設とも休館や開館時間を短くしたり、あるいは、入場者数を制限するなどの影響により、両施設とも、入場料や受講料等の収入が減となっている。自主事業は、区からの補助金のほか、入場料等の自主事業収益を事業費に充てているが、自主事業収益が減となることで事業費が不足し、厳しい状況である。経費の見直しや中止した他の事業の費用を充てることで対応している。また、指定管理委託料では、施設における感染症対策として、消毒液、マスクやフェイスシールド等の消耗品を購入しており、あらかじめ予算計上していなかったため、他の経費から流用するなどやり繰りし、対応している。					
Q	3月に2回予定されていた朝倉彫塑館のバックヤードツアーは、中止となったが、すでに参加者は決まっていたのか。					
A	3月4日、11日に各回5名で開催を予定しており、参加申し込みされた方もいたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、中止とした。					
Q	絵はがきが各施設で販売されているが、各施設何種類くらいの絵柄があり、絵柄 の対象は、どのようなものがあるのか。					
А	朝倉彫塑館が45種類、下町風俗資料館が14種類、奏楽堂が4種類、一葉記念館が8種類、書道博物館が5種類作成している。特に、朝倉彫塑館では、「背伸びする猫」、「居眠る猫」、「子猫の群」など猫に関係するもののほか、「中庭」、「欄の間」、「屋上庭園」など、様々な絵はがきを作成している。					

監	査 対 象 団 体 社会福祉法人 台東区社会福祉事業団
	主な質疑応答 (Q:監査委員 A:法人)
Q	認知症初期集中支援の事業内容及びその予算はどのように執行されているのか。
A	認知症初期集中支援は、認知症の方及びその家族に対して、医師及び医療・介護の専門職で構成するチームにより、初期における支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う事業である。 令和元年度における区からの委託料の実績額は、129,600 円で内訳は、家族の訪問や会議の実施に係る旅費や消耗品費等である。
Q	人材の確保に努力されているが、その取り組みは。
А	採用希望者に対する施設見学会「施設めぐりん」の実施、ホームページ掲載、ハローワークへの求人票提出、都主催の就職セミナー等への参加、有料広告媒体への求人情報掲載、養成校への働きかけ、研修の充実に取り組んでいる。
Q	法人単位決算の約 1.5 億円の赤字のうち、人件費 5.5 千万円の増加が要因の一つになっているが、人件費については、現状の支出額を維持していかないと厳しい 状況か。
А	人件費上昇の背景としては、介護職員や看護職員の人材不足により、人材派遣に頼らざるを得なかったという状況があった。3年度からの特養浅草大規模改修による休止で、職員を他の施設に分散配置することができ、人材派遣を解消する。職員の確保や離職防止等の観点からも給与水準を大きく引き下げることは困難で、今後も適正な人件費による運営に努めていく。
Q	法人単位貸借対照表の純資産の部、次期繰越活動増減差額を見ると、当年度の状況があと、3 年続くと、法人全体でやり繰りしても資金が底をつくこととなるが。
А	資金状況については、区と協議を続けており、その結果として令和2年度以後の 高齢施設の指定管理料につき、一定の増額が図られたが、十分とは言えず、依然 として厳しい財政状況が続く見込みである。そのため、令和2年度以後における 収支改善計画を区に提出し、その進捗状況につき定期的に区と情報共有及び協議 を継続している。
Q	台東区から台東区介護サービス人材確保事業を受託し、人材確保の一翼を担ったが、今後も続けていくのか、また、改善点や課題はあるのか。
А	人材確保に向けた取組みとして、介護職等就職セミナー、区内介護施設見学会の実施、また、介護従事者等への育成・定着支援として、介護関係基礎講座、介護技術等講習会、介護福祉士資格受験対策講座等を実施した。そして介護職の魅力発信として、中高生向けPR冊子作成、PR映像の作成、職場体験会を実施した。今後は、区の方針によるが、事業団としては継続して実施していきたい。課題は、対象者への周知があげられ、元年度に実施した就職フェアは、想定より参加者が少なかったため、次年度からは社会福祉協議会やハローワークと協働して開催する方式に変更した。
Q	松が谷児童館に新たに設置した陶芸窯の評判は。
А	最新型の窯のため、焼き時間も短く数も多く焼けるため、参加人数も大勢で行う ことができた。参加した児童、保護者、幼児親子からは、とても喜ばれた。

監	查 対 象 団 体 社会福祉法人 台東区社会福祉協議会
	主な質疑応答 (Q:監査委員 A:法人)
Q	身の回り応援事業では、どのような依頼があるのか。
А	電球・蛍光灯の交換、小さな家具の移動、季節の衣替え、体調を崩したときの近 所への買い物、植物への水やり等。
Q	社会福祉協議会の会員募集につき、どのような勧誘方法を考えているのか。
А	会員の高齢化などに伴い、会員数は減少傾向にある。個人、団体、特別など各会員の加入促進のため、キャラクター「はっぴぃ」の活用、会員証の作成、広報誌による会員募集や参加イベント事業の機会を利用したPRや会員勧誘を行っているが、今後も、効果的な勧誘方法について検討していきたい。
Q	法人単位資金収支計算書では、会費収入が予算数値を大きく上回っているが。
А	平成 30 年度までは、民児協委員にそれぞれの地区会員からの会費徴収を依頼していたが、令和元年度より社協より全会員あてに振込用紙を送付し、入金する方法に変えた。そのため、当初の予算を低く見込んだところ、決算では予算見込みを上回る形となったが、会費収入は3割ほど減となっている。
Q	ファミリー・サポート・センター事業については、年度末にかけては、受け入れ る側もかなり厳しい状況だと思うが、現状機能しているのか。
A	年度末からの相談状況は厳しいながらも機能している。例年に比べて、年度末から感染拡大の影響を受けて新規の依頼相談が減っている。 コロナ禍で一時的ではあるが、依頼会員の仕事のスタイルの変化(在宅勤務や仕事時間の見直し)、家族(在宅勤務)の協力が得られることが考えられる。 活動休止中の提供会員が多く、マッチングには時間もかかる中、厳しいながらも「安全安心」な活動になるよう配慮している。
Q	コロナ禍での配食サービスに関して、安否確認の配達はどのように行っているのか。 コロナ禍で人との接触機会を減らす事で、「置き配」を利用する方もいると思うが。
А	配達員のマスク着用や手指の消毒等、感染対策を徹底した上で手渡しを継続しているケースが基本である。インターホンを押して玄関前に弁当を置き、離れた所から利用者が受け取ったか確認するケースなど、様々な形で安否確認を行っている。
Q	福祉キャブの利用で、利用される方の障害の級数や介護の度合い等の基準は設定 されていないと考えていいのか。
A	福祉キャブの利用にあたって、障害の級数や介護度合いの基準は設けていないが、利用の要件は、4項目あり、(1)障害者で移動に車両を必要とする者、(2)高齢者で移動に車両を必要とする者、(3)車いす利用者、(4)その他、社会福祉法人台東区社会福祉協議会会長が、特に必要と認めた者である。ただし、福祉キャブを初めて利用する方、前回使用時から数年程度経過している方については、利用者の現状を伺い、福祉キャブ利用の必要性を確認したうえで車両の貸し出し方法や利用方法を説明している。

監	査 対 象 団 体 公益財団法人 台東区産業振興事業団					
	主な質疑応答 (Q:監査委員 A:法人)					
Q	アミノインデックス、ロックスインデックスの利用者が少ない気がするが。					
A	アミノインデックス、ロックスインデックスは、令和元年度から新規で取り扱いを始めたオプション検査。利用が少ない理由としては、人間ドッグの利用機関として半数以上が利用している鶯谷健診センターでこれらのオプション検査を行っていないことが大きな要因と考える。引き続き、ガイドブックやセンターニュース、ホームページなどを活用し、事業周知に努めていく。					
Q	令和元年度は、退会者が相当数に及んでいる。会員募集の工夫は行っているのか。					
А	特別養護老人ホームの 40 名の退会という大口の事業所の退会があった。また、退会した 68 事業所のうち、廃業・倒産を理由に退会した事業所は 10 事業所で、区内中小企業の苦しい経済状況が要因と考えている。会員募集については、入会案内チラシのポスティング及び入会金無料キャンペーンを引き続き行っている。また、今年度より、台東区のホームページのリニューアルに合わせ、勤労者サービスセンターの紹介ページを作成した。会員・一般の方を対象にした事業については、広報たいとうに募集記事を掲載する時期に合わせ、ホームページ、ツイッター、LINE で紹介している。					
Q	海外販路の開拓については、往来の制限等もあり、継続も困難なのでは。					
A	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により海外渡航を全て中止した。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、展示会出展は行わ ないが、これまで培った現地支援機関及び現地企業等との関係維持のため、感染 状況を見極めながら職員を派遣する予定であり、コロナ終息後の支援に繋げてい きたい。					
Q	コロナ対応で業務が増えていると思うが、職員の負担は過大になっていないか。					
A	事業団や区独自の支援策に加え、国や都の支援制度についても相談を実施しており、日々多くの来所者がある。そのため、来所者の待ち時間の圧縮を図るため、まず、受付において、来所目的による振り分けを行い、速やかに相談できるよう努めるとともに、中小企業診断士による特別相談窓口を新たに設置するなど体制を充実し、可能な限り職員の負担軽減を図っている。					
Q	新型コロナウイルス感染症予防措置により、工作機械等個別技術講習 54 回のうち、6 回中止になり、利用者も困ったと思うが、参加費に関して利用者負担は。					
A	参加費は当日払いなので、中止になった分の利用者負担はない。新型コロナウイルス感染症拡大防止のためとはいえ、熱心に参加している方々には、ご不便をおかけした。					
Q	事業団として新型コロナウイルス感染症対策等取り組んでいることは。					
A	施設面では、施設の消毒の徹底、入館者への検温の実施、衝立の設置など、事業面では、セミナーなどの参加者数の削減、オンラインの活用など適切な運営を行っている。さらに、来所せずに相談可能な緊急経営相談ダイヤルを令和2年8月から開設し、電話やオンラインでの相談も可能としている。今後も新たな支援制度の創出などによっては、来所者が増加することも考えられるが、常に情報収集に努め適切な対応を行っていきたい。					

10 ま と め

令和元年度末からの新型コロナウイルスの感染拡大は、令和2年度にも影響し、今年 度の委員監査は対面を避けるため、書面により実施した。

委員監査を行った4団体において、実施予定のイベントが、中止せざるを得なくなった場合もある中、各団体は、職員の創意工夫のもと、区民サービスの充実のために熱心な取り組みがなされており、区からの補助金等もそれぞれの設立趣旨の目的に沿って適切かつ効果的に執行・運営されていることを確認できた。

当初から書面監査を行う予定の各団体についても、補助金の交付要綱に基づき、区の補助金の交付・確定の事務手続、団体の行っている事業がその補助目的に沿って適切に執行されていることが認められた。

今後とも、各団体においては、一層の成果があがるよう、引き続き事業運営に努力され、また、所管部課においては、適切な指導・監督を行うとともに、補助事業の必要性や効果について適宜見直しを行い、区民サービスの充実と効果的な区政運営のため、引き続き適正な事務執行に努められたい。